

令和8年度



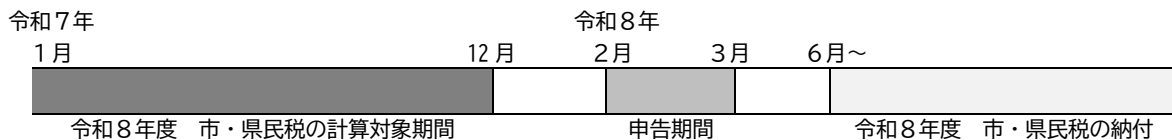
市・県民税のしおり

酒田市総務部税務課

1. 市・県民税について

市・県民税が課税される方

- ①令和8年1月1日に酒田市内に住所を有する方が納税義務者となります。1月2日以降に他市町村に転出された場合でも、酒田市に納めていただきます。
- ②令和8年度の市・県民税は、令和7年中（1月～12月）の個人の所得等をもとに計算します。



市・県民税には均等割と所得割があります

均等割：前年中の所得が一定以上の場合に5,000円が課税されます。

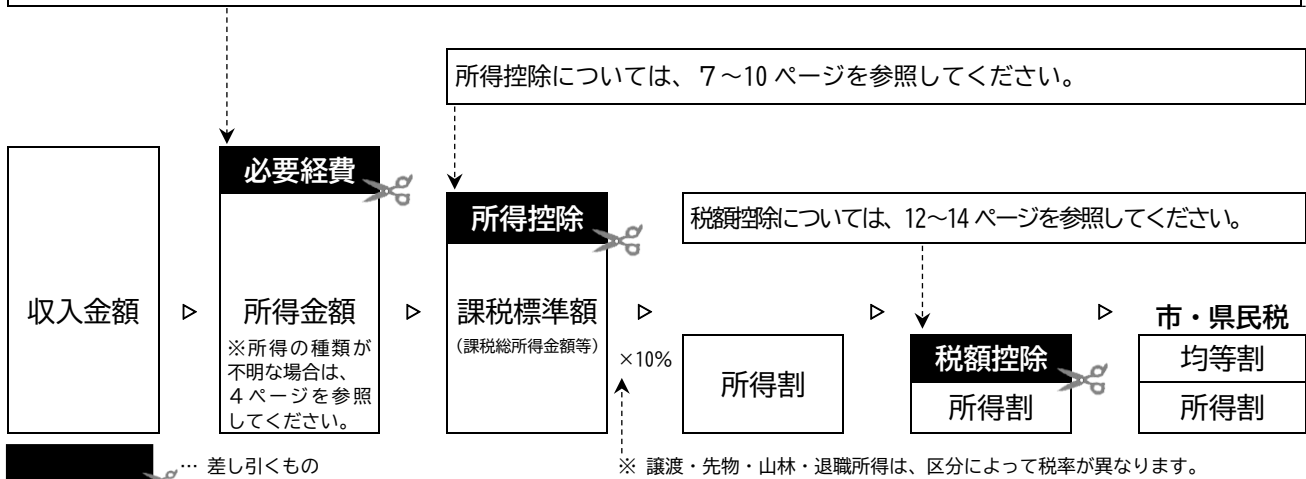
所得割：前年中の所得に応じて計算して課税されます。

均等割と併せて森林環境税（国税）1,000円が課税されます

森林環境税は非課税となる所得金額の基準が市・県民税と異なるため、市・県民税が非課税の場合でも、課税される場合があります。森林環境税が非課税となる基準は、5～6ページをご確認ください。

2. 税額計算の主な流れ

- ・収入の種類が複数ある場合は、それぞれの収入から所得金額を算出して合計します。
- ・給与収入がある場合は収入から給与所得控除額、年金収入がある場合は公的年金等控除額を差し引きます。
- ・給与と年金の所得の計算は4～5ページを参照してください。



3. 市・県民税の納付方法

市・県民税の納付には、「特別徴収」と「普通徴収」があります

- ① 給与からの特別徴収 ○勤務先が毎月の給与から市・県民税の税額分を天引きして、本人に代わって市に納める方法で、令和8年6月から翌年5月までの12か月分が令和8年度分です。
- ② 普通徴収 ○市から送られる納付書または口座振替により、ご自身で納める方法です。
○納期限は、第1期から第4期の6・8・10・12月の末日（納期限が土曜、日曜、祝日、年末年始の場合は翌月最初の金融機関営業日）となります。
- ③ 公的年金等からの特別徴収 ○令和8年4月1日現在で65歳以上の年金受給者が対象です。
○公的年金支払者である年金保険者（日本年金機構など）が、納税義務者が受給する年金額から市・県民税の税額を年6回（4・6・8・10・12・2月）天引きして、本人に代わって市に納める方法です。

公的年金等からの特別徴収が新たに始まる方

→特別徴収への切替え（天引き開始）が10月からとなるため、年税額の半分を普通徴収（第1期、第2期）で納めてください。

公的年金等からの特別徴収が継続になる方

- 4・6・8月分の年金から天引きされる分を仮徴収といいます。令和7年度の年金分の年税額の半分を3回に分けて天引きします。
- 10・12・2月分の年金から天引きされる分を本徴収といいます。令和8年度の年税額から仮徴収分を引いた残りの税額を3回に分けて天引きします。



- 公的年金等の受給者であっても以下の項目に該当する方は対象になりません。
 - ・当該年度の老齢基礎年金等の年額が18万円に満たない方
 - ・老齢基礎年金等の年額から所得税、介護保険料、国民健康保険税（または後期高齢者医療保険料）を差し引いた年額が、特別徴収される市・県民税額より少ない方
 - ・介護保険料が特別徴収されていない方
 - ・年度途中で税額に変更があった方

年	令和8年										令和9年				
	納める月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
①	給与からの特別特徴	← 年12回 → 年税額の1/12 ずつ													
②	普通徴収	第1期 第2期 第3期 第4期 年税額の1/4 ずつ													
③	公的年金等からの特別徴収	第1期 第2期 本徴収 本徴収 本徴収 年税額の1/4 ずつ 年税額の1/6 ずつ													
		仮徴収 仮徴収 仮徴収 本徴収 本徴収 本徴収													
		令和7年度の年税額の1/6 ずつ (令和8年度の年税額－仮徴収額)の1/3 ずつ													

Q&A

酒田市から転出後の市・県民税

Q 令和7年9月に退職して、現在は無職です。令和8年3月に酒田市から転出したのに、令和8年度の市・県民税の納付書が酒田市から送られてきたのはなぜですか？

A 令和8年度の市・県民税は令和7年1月から12月までの所得について計算され、令和8年1月1日に住所のあった市区町村から課税されるためです。

退職後の市・県民税の納め方

Q 令和8年の8月に会社を退職する予定です。現在は、市・県民税は給与から引かれています。退職後の納め方を教えてください。

A 退職等により、勤務先が給与から市・県民税を天引き（特別徴収）することができない分については、納付書または口座振替によりご自身で納めていただきます（普通徴収）。

※年税額が24,000円の方が、8月に退職して、8月分まで特別徴収で9月分以降を普通徴収で納める場合の納付例（普通徴収の開始期は、勤務先からの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出時期によって異なる場合があります。）

	令和8年						令和9年					
退職前	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
▽												
退職後	6月	7月	8月	第3期		第4期						
	2,000円	2,000円	2,000円	9,000円		9,000円						
	↑	↑	↑	↑		↑						
	給与から天引きされて納めた分 2,000円×3ヶ月分=6,000円			これから納める分（納付書または口座振替） 24,000円-6,000円=18,000円								

就職した場合の市・県民税の納め方

Q 新しく勤める会社の給与から、市・県民税を天引きしてください。

A 普通徴収から、給与からの特別徴収に変更する場合は、勤務先から「特別徴収新規該当者切替届出書」を提出していただく必要があります。まずは勤務先に相談してください。

給与と年金の両方の所得がある場合の納め方

Q 給与と年金のそれぞれから、市・県民税が引かれています。二重課税ではないでしょうか？

A 公的年金等からの天引きの対象となるのは、原則、公的年金等の所得に係る市・県民税のみとなります。したがって、給与に係る税額については給与から、年金に係る税額については年金から納めていただくことになります。

※年税額が24,000円で、①給与からの特別徴収分が18,000円、②公的年金等からの特別徴収分が6,000円の場合の納付例（前年の公的年金等からの特別徴収分を6,000円とした場合）

	令和8年						令和9年					
給与分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
年金分	仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収		仮徴収	
	1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円		1,000円	

亡くなられた方の市・県民税

Q 令和8年1月2日に亡くなった父の分として、令和8年度の市・県民税の納税通知書が届いたのですが、間違いではないでしょうか？

A 令和8年度の市・県民税は、令和8年1月1日時点で酒田市に住所がある方を対象に、前年中（令和7年中）の所得に対して課税されます。今回は、お父様が亡くなられたのが1月2日であることから、令和8年度の市・県民税が課税され、その納税義務は相続人に承継されます。

4. 収入と所得について

収入から所得を計算します

- ①市・県民税を算出するため、「収入金額」から「必要経費」を除いた「所得金額」を算出します。
- ②所得は10種類に区分され、下表のとおりに計算します。
- ③複数の給与や年金を受けている場合はそれぞれを合計してから計算してください。

所得の種類			計算方法
1	事業	営業等所得	営業をしている場合
		農業所得	農業をしている場合
			収入金額－必要経費
2		不動産所得	地代（田畑、電柱などを含む）・家賃・権利金など
3		利子所得	公債・預貯金などの利子
			収入金額＝利子所得
4		配当所得	株式や出資の配当など
			収入金額－負債利子
5		譲渡所得	ゴルフの会員権・土地・株式などの資産を売った場合
			収入金額－必要経費－特別控除 ※
6		山林所得	山林を売った場合
			収入金額－必要経費－特別控除
7		一時所得	生命保険の一時金・損害保険の満期返戻金・賞金など
			(収入金額－必要経費－特別控除)×1/2
8		退職所得	退職金・一時恩給など
			(収入金額－退職所得控除額)×1/2
9		給与所得	サラリーマンやパート・アルバイトの給与など
			◆1をご確認ください。
10	雑所得	①公的年金等	国民年金・厚生年金・確定給付企業年金・確定拠出企業年金など
		②業 務	原稿料、講演料、内職、シルバー人材センター配分金など
		③そ の 他	上記の所得に当てはまらない所得（個人年金など）
			◆2をご確認ください
			収入金額－必要経費

※短期譲渡と長期譲渡では計算方法が異なります。詳しくはお問合せください。

◆1 給与所得の計算方法

- ①給与収入から「給与所得控除額」を差し引いた金額が給与所得です。
- ②給与収入は「給与所得の源泉徴収票」（図1）の「支払金額」の欄をご確認ください。
- ③「給与所得控除額」は、給与収入の金額によって決まります。②の「支払金額」を図2の給与収入金額にあてはめて給与所得控除後の給与所得を計算してください。



図2 給与所得の計算表

給与収入金額	給与所得金額
65万1,000円未満	0円
65万1,000円～190万円未満	収入－65万円
190万円～360万円未満	A×2.8－8万円
360万円～660万円未満	A×3.2－44万円
660万円～850万円未満	収入×0.9－110万円
850万円～	収入－195万円

A＝給与収入金額÷4（1,000円未満は切り捨て）
※1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

図1 給与所得の源泉徴収票

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	生年月日	性別	職名	勤務先	支払金額	給与所得控除額の合計額	源泉徴収額
種類		支払金額	給与所得控除額の合計額		源泉徴収額				
源泉/控除対象給与	配当(非課税)	控除対象扶養親族等の数		社会保険料	障害手当の額	非課税の収入			
本人	老人	特定	老人	老人	老人	老人	老人	老人	老人
特定扶養親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	障害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額					

令和7年度税制改正により、給与所得控除が引き上げられました。詳しくは15ページ「令和8年度市・県民税に関するお知らせ」をご覧ください。

◆2 公的年金等雑所得の計算方法

- ①公的年金等の収入から「公的年金等所得控除額」を差し引いた金額が公的年金等の所得です。
- ②公的年金等の収入は「公的年金等支払報告書」(図3)の「支払金額」の欄をご確認ください。
- ③「公的年金等所得控除額」は公的年金等の収入金額と公的年金等雑所得以外の所得金額によって決まります。②の「支払金額」を図4の公的年金等収入金額にあてはめて公的年金等所得控除後の公的年金等に係る雑所得を計算してください。なお、赤字のときは所得金額は0円です。

図3 公的年金等支払報告書

図4 公的年金等雑所得の計算表

65歳未満の方(昭和36年1月2日以後に生まれた方)

公的年金等収入金額	公的年金等所得金額
130万円未満	収入 - 60万円
130万円 ~ 410万円未満	収入 × 0.75 - 27万5千円
410万円 ~ 770万円未満	収入 × 0.85 - 68万5千円
770万円 ~ 1,000万円未満	収入 × 0.95 - 145万5千円
1,000万円~	収入 - 195万5千円

65歳以上の方(昭和36年1月1日以前に生まれた方)

公的年金等収入金額	公的年金等所得金額
330万円未満	収入 - 110万円
330万円 ~ 410万円未満	収入 × 0.75 - 27万5千円
410万円 ~ 770万円未満	収入 × 0.85 - 68万5千円
770万円 ~ 1,000万円未満	収入 × 0.95 - 145万5千円
1,000万円~	収入 - 195万5千円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合の計算についてはお問合せください。合計所得金額について、詳しくは6・15ページを参照してください。

◆3 所得金額調整控除

下記の①また②に該当する場合、給与所得金額からさらに控除されます。

- ①給与収入が850万円を超え、次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する方

- (ア)本人が特別障がい者に該当する方
- (イ)23歳未満の扶養親族を有する方
- (ウ)特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

$$\text{所得金額調整控除額} = \{\text{給与収入金額 (上限1,000万円)} - 850\text{万円}\} \times 0.1$$

- ②給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える方

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{給与所得金額 (上限10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得金額 (上限10万円)} - 10\text{万円}$$



市・県民税、森林環境税が非課税になる所得の基準 ※5人を超える場合の計算方法はお問合せください。

同一生計配偶者・扶養親族の人数	令和7年中の合計所得金額	令和7年中の合計所得金額	令和7年中の総所得金額等
0人	38万円以下	38万円超 39万円以下	39万円超 45万円以下
1人	82.8万円以下	82.8万円超 85万円以下	85万円超 112万円以下
2人	110.8万円以下	110.8万円超 114万円以下	114万円超 147万円以下
3人	138.8万円以下	138.8万円超 143万円以下	143万円超 182万円以下
4人	166.8万円以下	166.8万円超 172万円以下	172万円超 217万円以下
5人	194.8万円以下	194.8万円超 201万円以下	201万円超 252万円以下

↓	↓	↓
森林環境税と市・県民税の両方が非課税	森林環境税(1,000円)のみ課税	森林環境税(1,000円)と均等割(5,000円)が課税

注意事項

- ①生活保護法による生活扶助を受けている方や、障がい者・未成年者（平成 20 年 1 月 3 日以後に生まれた方）・寡婦・ひとり親に該当して合計所得金額が 135 万円以下の方は、市・県民税と森林環境税は課税されません。
- ②同一生計配偶者・扶養親族の人数は、同一生計配偶者と扶養親族（16 歳未満の扶養親族を含む）を合計した人数です。
- ③同一生計配偶者とは、(1) 令和 7 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、生計を一にしている、(2) 合計所得金額 58 万円以下、(3) 青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない、または白色申告者の事業専従者ではない配偶者のことをいいます。
- ④合計所得金額とは、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等の所得など）などの所得を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のことをいいます。なお、土地・建物等の譲渡所得など、他の所得と分離して課税される所得も含まれます。詳しくは 15 ページをご覧ください。
- ⑤総所得金額等とは、総所得金額（総合所得に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額）に分離所得を足した後の金額のことをいいます。詳しくは 15 ページをご覧ください。

市・県民税が課税されない収入の目安額 ※森林環境税は課税される場合があります

◆ 給与収入のみの場合

同一生計配偶者・扶養親族の人数	令和 7 年中の合計所得金額	給与収入の目安額
0 人	39 万円以下	104 万円以下
1 人	85 万円以下	150 万円以下
2 人	114 万円以下	179 万円以下
3 人	143 万円以下	215 万 9,999 円以下
4 人	172 万円以下	257 万 1,999 円以下
5 人	201 万円以下	298 万 7,999 円以下

◆ 年金収入のみの場合

同一生計配偶者・扶養親族の人数	令和 7 年中の合計所得金額	公的年金等の収入の目安額	
		65 歳未満	65 歳以上
0 人	39 万円以下	99 万円以下	149 万円以下
1 人	85 万円以下	150 万 1 円以下	195 万円以下
2 人	114 万円以下	188 万 6,667 円以下	224 万円以下
3 人	143 万円以下	227 万 3,334 円以下	253 万円以下
4 人	172 万円以下	266 万 1 円以下	282 万円以下
5 人	201 万円以下	304 万 6,667 円以下	311 万円以下

※ 給与収入および年金収入の両方がある場合には、それぞれの所得を算出し、合算した所得金額での判定になります。

Q&A

扶養親族（同一生計配偶者）でも市・県民税はかかるのか

Q

私は、夫の酒田太郎に扶養されていて、令和 7 年中の給与収入は 105 万円でした。令和 8 年度の納税通知書には、税額 6,000 円と書かれています。扶養されている人でも市・県民税が課税されることはあるのでしょうか？

A

扶養親族（同一生計配偶者）でも所得が 39 万円（給与収入が 104 万円）を超えると、市・県民税が課税される場合があります。また、あなたの所得が 58 万円（給与収入が 123 万円）を超える場合、あなたは控除対象配偶者から外れ、太郎さんは配偶者控除を適用できません。

あなたの給与の収入金額	あなたの夫が適用することができる控除	あなたの森林環境税 (1,000円)	あなたの市・県民税	
			均等割(5,000円)	所得割
103万円以下	配偶者控除	かからない	かからない	かからない
103万円1円以上 104万円以下		かかる場合がある	かかる場合がある	
104万円1円以上 110万円以下				
110万円1円以上 123万円以下				
123万円1円以上 201万5,999円以下	配偶者特別控除			かかる場合がある
201万6,000円以上	両方とも適用できない			

※配偶者控除と配偶者特別控除の控除額については10ページを参照してください。

子の扶養親族でも市・県民税はかかるのか

Q 私の収入は年金のみで、会社に勤めている息子の酒田一郎の扶養になっているはずですが、市・県民税の納税通知書が送られてきたのですが、なぜでしょうか？

A 市・県民税は所得が39万円を超えると課税される場合があります。また、あなたの所得が58万円を超える場合、あなたは扶養親族から外れ、一郎さんは扶養控除を適用できません。

65歳未満の方（昭和36年1月2日以後に生まれた方）

あなたの公的年金等の収入金額	扶養している方が扶養控除を適用できるか	あなたの森林環境税 (1,000円)	あなたの市・県民税	
			均等割(5,000円)	所得割
98万円以下	適用できる	かからない	かからない	かからない
98万円1円以上 99万円以下		かかる場合がある	かかる場合がある	
99万円1円以上 105万円以下				
105万円1円以上 118万円以下				かかる場合がある
118万円1円以上	適用できない			

65歳以上の方（昭和36年1月1日以前に生まれた方）

あなたの公的年金等の収入金額	扶養している方が扶養控除を適用できるか	あなたの森林環境税 (1,000円)	あなたの市・県民税	
			均等割(5,000円)	所得割
148万円以下	適用できる	かからない	かからない	かからない
148万円1円以上 149万円以下		かかる場合がある	かかる場合がある	
149万円1円以上 155万円以下				
155万円1円以上 168万円以下				かかる場合がある
168万円1円以上	適用できない			

※扶養控除の控除額などについては9～10ページを参照してください。

※税法上と健康保険上の扶養が適用される条件は異なる場合があります。健康保険の扶養要件については、扶養する方の勤務先に確認してください。

5. 所得控除 ※所得税の控除額とは一部異なる場合があります

種類	控除額等
雑損控除	控除額＝次のいずれか多い方の額 ①損失額－補てん額－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出額－50,000円
勤労学生控除	控除額＝26万円 ※自己の勤労による給与所得等の合計所得金額が85万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の学生・生徒が対象です。

医療費控除 (右のうちのいずれか)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一般分</div> <p>控除額＝支払った医療費※－保険金等で補てんされる金額－A（上限 200 万円） A：10 万円または総所得金額等の合計額×5%のいずれか少ない方の金額</p>																												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">セルフメディケーション税制分</div> <p>控除額＝支払った対象医薬品の購入費※－保険金等で補てんされる金額－12,000 円 (上限 88,000 円)</p>																												
	<p>※本人・生計を一にする配偶者その他親族が支払った医療費・購入費が対象です。</p>																												
社会保険料控除	<p>控除額＝支払った金額 ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、労働保険料など ※生計を一にする配偶者その他親族の保険料等を支払った場合も対象になります。 ※給与や公的年金等から直接差し引かれている介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税については、その本人のみが控除対象となります。 ※口座振替の場合の控除対象者は口座名義人です。</p>																												
小規模企業共済等掛金控除	<p>控除額＝支払った金額 ※小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金（iDeCo の掛金等）</p>																												
生命保険料控除	<p>控除額＝①～③の各々の控除額を計算して合算した額（上限 70,000 円） ①新（旧）一般生命保険料の控除額 ③新（旧）個人年金保険料の控除額 ②介護医療保険料の控除額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約</th> <th colspan="2">旧契約</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成 24 年 1 月 1 日以後に契約した保険料</th> <th colspan="2">平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した保険料</th> </tr> <tr> <th>支払った金額(A)</th> <th>控除額</th> <th>支払った金額(B)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～12,000 円</td> <td>A の金額</td> <td>～15,000 円</td> <td>B の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円～32,000 円</td> <td>$A \times 0.5 + 6,000$ 円</td> <td>15,001 円～40,000 円</td> <td>$B \times 0.5 + 7,500$ 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円～56,000 円</td> <td>$A \times 0.25 + 14,000$ 円</td> <td>40,001 円～70,000 円</td> <td>$B \times 0.25 + 17,500$ 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円～</td> <td>28,000 円</td> <td>70,001 円～</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護医療保険料は契約年にかかわらず新契約の控除額で計算します。 ※一般生命保険料と個人年金保険料について、新・旧の両方の契約がある場合、以下の3つの控除額で最大のを適用します。 (a)新契約のみの控除額（上限 28,000 円） (b)旧契約のみの控除額（上限 35,000 円） (c)新契約・旧契約の控除額の合計（上限 28,000 円） ※いずれも保険金、年金、共済金または一時金の受取人を本人・配偶者・その他親族とするものが対象です。</p>	新契約		旧契約		平成 24 年 1 月 1 日以後に契約した保険料		平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した保険料		支払った金額(A)	控除額	支払った金額(B)	控除額	～12,000 円	A の金額	～15,000 円	B の金額	12,001 円～32,000 円	$A \times 0.5 + 6,000$ 円	15,001 円～40,000 円	$B \times 0.5 + 7,500$ 円	32,001 円～56,000 円	$A \times 0.25 + 14,000$ 円	40,001 円～70,000 円	$B \times 0.25 + 17,500$ 円	56,001 円～	28,000 円	70,001 円～	35,000 円
新契約		旧契約																											
平成 24 年 1 月 1 日以後に契約した保険料		平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した保険料																											
支払った金額(A)	控除額	支払った金額(B)	控除額																										
～12,000 円	A の金額	～15,000 円	B の金額																										
12,001 円～32,000 円	$A \times 0.5 + 6,000$ 円	15,001 円～40,000 円	$B \times 0.5 + 7,500$ 円																										
32,001 円～56,000 円	$A \times 0.25 + 14,000$ 円	40,001 円～70,000 円	$B \times 0.25 + 17,500$ 円																										
56,001 円～	28,000 円	70,001 円～	35,000 円																										
寡婦控除	<p>控除額＝26 万円（ひとり親控除に該当せず、次の要件を全て満たす方） ①合計所得金額が 500 万円以下であること ②次のいずれかに該当すること ・夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫が生死不明の方 ・夫と離別した後、婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</p>																												

ひとり親控除	<p>控除額=30万円（次の要件を全て満たす方）</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有すること</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</p> <p>※「ひとり親」とは、未婚または配偶者と死別、離別している方または配偶者の生死が明らかでない方で上記の要件を満たす方をいいます。</p>																				
地震保険料控除	<p>控除額=①・②の各々の控除額を計算して合算した額（上限25,000円）</p> <p>①地震保険料</p> <p>②旧長期損害保険料</p> <table border="1" data-bbox="421 517 1433 748"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <th>支払った金額(C)</th> <th>控除額</th> <th>支払った金額(D)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 50,000円</td> <td>$C \times 0.5$</td> <td>～ 5,000円</td> <td>Dの金額</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円</td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>$D \times 0.5 + 2,500$円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本人若しくは本人と生計を一にする親族が所有する居住用財産・生活用動産を保険共済目的とする地震保険料や、平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料が控除の対象となります。</p> <p>※1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合は、いずれか一方にのみ該当するものとして控除額を計算します。</p>	地震保険料		旧長期損害保険料		支払った金額(C)	控除額	支払った金額(D)	控除額	～ 50,000円	$C \times 0.5$	～ 5,000円	Dの金額	50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	$D \times 0.5 + 2,500$ 円			15,001円～	10,000円
地震保険料		旧長期損害保険料																			
支払った金額(C)	控除額	支払った金額(D)	控除額																		
～ 50,000円	$C \times 0.5$	～ 5,000円	Dの金額																		
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	$D \times 0.5 + 2,500$ 円																		
		15,001円～	10,000円																		
障害者控除	<table border="1" data-bbox="392 987 1463 1379"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象となる方</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者</td> <td>身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>普通障害者</td> <td>身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>特別障害者に該当し、あなたやあなたの配偶者または生計を一にする親族と常に同居している方</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本人だけでなく同一生計配偶者、扶養親族も対象です。</p>	区分	対象となる方	控除額	特別障害者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方	30万円	普通障害者	身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方	26万円	同居特別障害者	特別障害者に該当し、あなたやあなたの配偶者または生計を一にする親族と常に同居している方	53万円								
区分	対象となる方	控除額																			
特別障害者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方	30万円																			
普通障害者	身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳B、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方	26万円																			
同居特別障害者	特別障害者に該当し、あなたやあなたの配偶者または生計を一にする親族と常に同居している方	53万円																			
扶養控除	<table border="1" data-bbox="392 1464 1463 2051"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般扶養 16歳以上19歳未満（平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ） 23歳以上70歳未満（昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ）</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定親族特別控除【新設】 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）の親族等（配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く。）を有する場合に、当該親族等の所得に応じて控除することができます。</td> <td>P10の表参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養 70歳以上 （昭和31年1月1日以前生まれ）</td> <td>同居老親等（同居を常況とする直系尊属）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外</td> <td>38万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		控除額	一般扶養 16歳以上19歳未満（平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ） 23歳以上70歳未満（昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ）		33万円	特定扶養 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）		45万円	特定親族特別控除【新設】 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）の親族等（配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く。）を有する場合に、当該親族等の所得に応じて控除することができます。		P10の表参照	老人扶養 70歳以上 （昭和31年1月1日以前生まれ）	同居老親等（同居を常況とする直系尊属）	45万円	同居老親等以外	38万円			
区分		控除額																			
一般扶養 16歳以上19歳未満（平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ） 23歳以上70歳未満（昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ）		33万円																			
特定扶養 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）		45万円																			
特定親族特別控除【新設】 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）の親族等（配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く。）を有する場合に、当該親族等の所得に応じて控除することができます。		P10の表参照																			
老人扶養 70歳以上 （昭和31年1月1日以前生まれ）	同居老親等（同居を常況とする直系尊属）	45万円																			
	同居老親等以外	38万円																			

《扶養控除共通》

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ①生計を一にする親族であること
- ②ほかの方の扶養親族になっていないこと
- ③事業専従者でないこと
- ④合計所得金額が 58 万円以下であること

※国外居住親族の扶養親族がいる場合、30 歳以上 70 歳未満の国外居住扶養親族は、①留学により国外居住者となった方、②障がい者、③納税義務者から生活費等に充てるための支払いを年間 38 万円以上受けている方のいずれかに該当する場合のみ扶養控除等の対象となります。

※16 歳未満の扶養親族は扶養控除の対象にはなりません、扶養人数が加算されるため、納税義務者（扶養する方）の合計所得金額によっては、市・県民税の非課税規定が適用される場合があります。また、16 歳未満の扶養親族かつ障害者控除の要件に該当する場合は、納税義務者は障害者控除を適用することができます。

特定親族特別控除額（19 歳以上 23 歳未満の親族）

特定親族の合計所得金額	控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円
123 万円超	0 円

配偶者控除
・
配偶者特別控除

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			適用できる控除
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	
配偶者控除	58 万円以下(70 歳未満)	33 万円	22 万円	11 万円	配偶者控除
	58 万円以下(70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円	
	58 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	配偶者特別控除
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
133 万円超	0 円	0 円	0 円		

※納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超かつ、配偶者の合計所得金額が 58 万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として納税義務者は扶養の人数や障害者控除を適用することができます。

※内縁関係にある方は対象となりません。

基礎控除

納税義務者の合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	対象外



←市ホームページから市・県民税・ふるさと納税の限度額の試算ができます。

医療費控除の申告

Q 医療費控除の対象となる医療費にはどのようなものがありますか？

A 対象となる医療費は、診察・入院費用・治療のための薬代などで、美容整形や健康診断、近視矯正用の眼鏡の費用などは対象外です。ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見されて治療を行った場合や、弱視など医師の指示により眼鏡を購入する場合は対象になります。医療費控除の詳細については、国税庁のホームページでご確認ください。

① 対象となる医療費控除の例

- ・ 医師や歯科医師による診察や治療（入院などで病院から給付される食事を含む）
- ・ 治療や療養に必要な医薬品の購入
- ・ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師による施術（疲れを癒したり、体調を整える等の治療に直接関係のないものは対象外）
- ・ 保健師や看護師などによる療養上の世話の対価
- ・ 病院、診療所、助産師による分娩の介助
- ・ 介護保険制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額



② 対象にならない医療費控除の例

- ・ インフルエンザ等の予防接種代
- ・ 入院のための寝具や洗面具等の購入費用



医療費を補てんする保険金等

Q 病気で入院した時に、生命保険会社から入院給付金をもらいました。医療費はどのように計算すればよいのでしょうか？

A 医療費控除の計算にあたっては、支払った医療費の金額を補てんする保険金、賠償金などの金額がある場合には、入院時に支払った医療費の金額から差し引いて計算してください。

歯列矯正するための費用

Q 歯列矯正は医療費控除の対象になりますか？

A 発達段階にある子供の歯列矯正や、治療目的などの歯列矯正の場合は、医療費控除の対象になりますが、容ぼうを美化するための費用は医療費控除の対象になりません。

通院のための費用

Q 遠方の大学病院でなければ治療ができないため、飛行機、電車などを利用しなければなりません。交通費は医療費控除の対象になりますか？

A 医師等による診療を受けるために直接必要でかつ、通常必要なものに限り交通費も医療費控除の対象になります。ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金、ホテルや旅館などの宿泊代は医療費控除の対象になりません。

6. 税額控除

種 類	控 除 額 等					
調整控除	①市・県民税の課税総所得金額等が 200 万円以下の場合 →人的控除額の差の合計額と市・県民税の課税総所得金額等の少ない方の額×5%					
	②市・県民税の課税総所得金額等が 200 万円を超える場合 →{人的控除額の差の合計額-(市・県民税の課税総所得金額等-200 万円)}×5%					
	※ただし、この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円とします。					
	控 除 の 種 類		所得税	市・県民税	人的控除額の差	
	障害者控除	普通障害者	27 万円	26 万円	1 万円	
		特別障害者	40 万円	30 万円	10 万円	
		同居特別障害者	75 万円	53 万円	22 万円	
	寡婦控除		27 万円	26 万円	1 万円	
	ひとり親控除	父	35 万円	30 万円	1 万円※1	
		母	35 万円	30 万円	5 万円	
	勤労学生控除		27 万円	26 万円	1 万円	
	扶養控除	一 般	38 万円	33 万円	5 万円	
		特 定	63 万円	45 万円	18 万円	
		老 人	48 万円	38 万円	10 万円	
同居老親等		58 万円	45 万円	13 万円		
配偶者控除	一 般	38 万円	33 万円	5 万円		
	老 人	48 万円	38 万円	10 万円		
基礎控除		95~16 万円	43 万円	5 万円※2		
※1 ひとり親控除（父）は、旧寡夫控除相当の人的控除額の差 1 万円をそのまま引継ぎます。						
※2 調整控除算出の際、基礎控除の人的控除額の差は一律 5 万円です。						
【令和 8 年度以降の配偶者控除における人的控除額の差】						
納税義務者の合計所得金額		人 的 控 除 額 の 差				
		配偶者控除				
		一般	老人			
900 万円以下		5 万円	10 万円			
900 万円超 950 万円以下		4 万円	6 万円			
950 万円超 1,000 万円以下		2 万円	3 万円			
配当控除	種類		課税総所得金額		1,000 万円以下の部分	1,000 万円超の部分
			市民税	県民税	市民税	県民税
	剰余金・利益の配当、特定株式投資信託の収益・剰余金・金銭の分配等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	特定株式投資信託・外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	
※配当所得について申告分離課税を選択した場合は適用されません。						
株式等譲渡所得割 ・配当割	株式等譲渡所得または配当所得から源泉徴収された市・県民税の金額は、通常、申告義務はありませんが、申告をすることで賦課される市・県民税から控除することができ、市・県民税が減額、または還付される場合があります。 ※令和 6 年度の市・県民税（令和 5 年分の所得税の確定申告）からは所得税でこの申告をした場合、市・県民税でも同じ課税方式で申告したことになりました。					

寄附金税額控除	一般の寄附金	対象となる寄附先	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県共同募金会 ・日本赤十字社山形県支部 ・山形県または酒田市が条例で指定した事業所・団体
		控除額	・(寄附金額-2,000円)×10%
	ふるさと納税制度を利用した寄附金	対象となる寄附先	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の都道府県 ・対象の市区町村 ※被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は「特定寄附金」に該当し、ふるさと納税を利用した寄附金控除の対象となります。 ※日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等が、被災者への支援を目的として専用口座を設けて義援金を募集している場合に、その義援金が最終的に地方公共団体(義援金配分委員会等)に対して拠出されるものであるときは、個人の方が支払った義援金についても、ふるさと納税を利用した寄附金控除の対象となります。
		控除額	A:基本分
B:特例分			・(寄附金額-2,000円)×(90%-所得税の限界税率) ※所得割額の20%を限度とします。
C:ワンストップ特例控除分	・B×所得税の限界税率÷(90%-所得税の限界税率)		

※寄附金税額控除の対象となる限度額は、総所得金額等の30%の額までです。

※ふるさと納税の寄附金控除の対象となる限度額は、特例控除額が所得割額の20%が限度になることから、以下の計算式になります。

$$\text{寄附金限度額} = \text{市・県民税所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{限界税率}) + 2,000 \text{円}$$

※市ホームページから限度額の試算をすることもできます。

※ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした際に確定申告をせずに寄附金控除が受けられる制度です。特例を受けるために寄附先の自治体に申請書の提出が必要になるほか、「確定申告や市・県民税申告を要しない方」「寄附先自治体が5団体までの方」などが条件です。

課税総所得金額 - (所得税と市・県民税の人的控除の控除額の差) - (所得税の基礎控除額 - 48万円)	所得税の限界税率
～ 1,950,000円	5.105%
1,950,001円 ～ 3,300,000円	10.21%
3,300,001円 ～ 6,950,000円	20.42%
6,950,001円 ～ 9,000,000円	23.483%
9,000,001円 ～ 18,000,000円	33.693%
18,000,001円 ～ 40,000,000円	40.84%
40,000,001円 ～	45.945%

外国税額控除	①外国で得た給与や配当所得等で、その国の法令によって所得税や市・県民税に相当する税が課税された場合は、控除限度額の範囲内で所得税および復興特別所得税から控除を受けることができます。	
	②所得税および復興特別所得税から控除しきれない分については県民税、市民税の順で控除されます。さらに控除しきれない場合は、3年間の繰越控除が認められています。	
	所得税控除限度額	その年分の所得税額×その年分の国外所得金額/その年分の所得総額…(A)
	県民税控除限度額	(A)×12%
市民税控除限度額	(A)×18%	※外国税額控除を受ける場合は確定申告が必要です。

①対象となる方

所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった方のうち、平成21年から令和7年12月までの入居者



②市・県民税から控除される額

次のいずれか小さい額

- ・所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ・下表の計算式で求めた控除額

居 住 日	平成21年～平成26年3月	平成26年4月～令和3年		令和4年～令和7年
消 費 税 等	5%	経過措置(5%)	特定取得(8%または10%)	
控除限度額	A×5% (限度額 97,500円)		A×7% (限度額 136,500円)	A×5% (限度額 97,500円)

A = 所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48万)

※平成26年4月から令和3年までに入居した方で、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合に限り、控除限度額の計算が7% (限度額 136,500円) になります。

※新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年中の入居になった場合に住宅の取得対価にかかる消費税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得にかかる契約をした場合は、控除限度額の計算が7% (限度額 136,500円) になります。

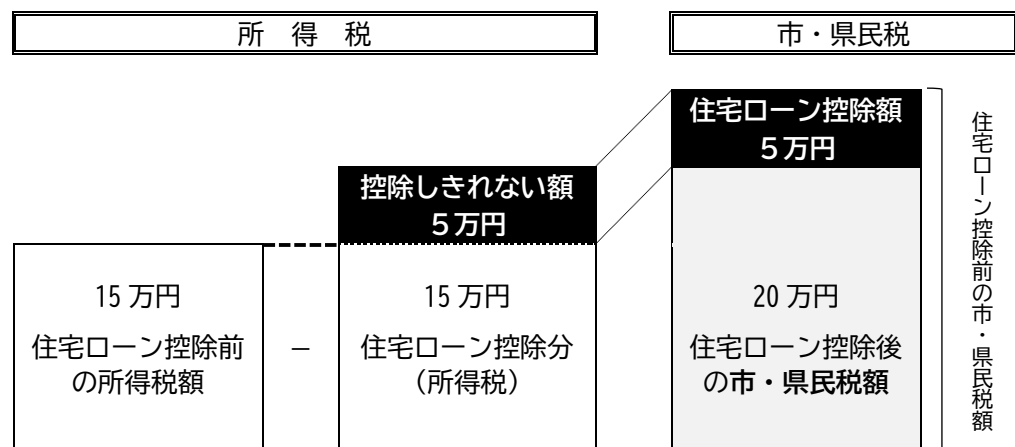
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

③ 適用方法

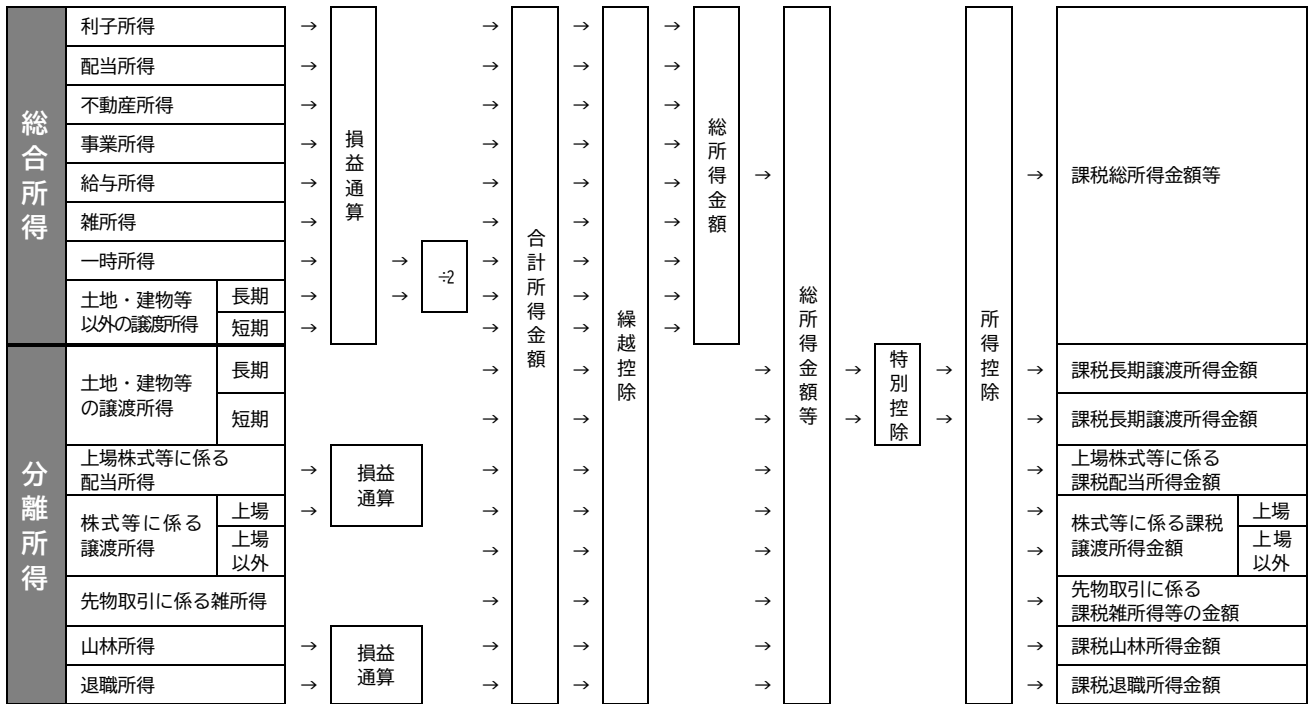
- ・初めて住宅ローン控除の適用を受ける方は、税務署で所得税の確定申告が必要です。
- ・2年目以降は、給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済み、勤務先から給与支払報告書が提出されている方は、所得税の確定申告と市・県民税の申告は不要です。
- ・年末調整が済んでいない方や給与所得以外の所得がある方などについては、所得税の確定申告が必要です。



住宅ローン控除可能額 20 万円、所得税 15 万円、市・県民税 25 万円の場合



7. 合計所得金額・総所得金額・総所得金額等の関係図



※ 繰越控除の計算は所得によって異なるため詳しくはお問合せください。

8. 令和8年度 市・県民税に関するお知らせ

(1) 給与所得控除の最低保障控除額の引上げ

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引上げられます。

給与等の収入金額	改正前給与所得控除額	改正後給与所得控除額	引上げ額
162万5千円以下	55万円	65万円	10万円
162万5千円超180万円以下	給与等の収入金額×40%-10万円		10万円～3万円
180万円超190万円以下	給与等の収入金額×30%+8万円		3万円～0円
190万円超360万円以下	給与等の収入金額×20%+44万円	改正なし	0円
360万円超660万円以下			
660万円超850万円以下			
850万円超	195万円(上限)		

(2) 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引上げられます。

所得要件	改正前 (給与収入ベース※)	改正後 (給与収入ベース※)
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
勤労学生の合計所得金額	75万円 (130万円)	85万円 (150万円)
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

※給与収入ベースは、給与所得のみ場合の給与収入金額です。他の所得がある方はこの限りではありません。

(3) 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

従来、納税義務者に19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、市・県民税は45万円を控除することとされていましたが、令和8年度から合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、当該親族の合計所得金額に応じて逡減していく仕組みで新たに設けられます。あくまで一部控除を認めるものであり、合計所得金額が58万円を超えるため税法上の扶養親族には該当しません。

【対象者】以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）
- ・合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合123万円超188万円以下）
- ・控除対象扶養親族に該当しない

特定親族の合計所得金額 (給与収入ベース※)	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

※給与収入ベースは、給与所得のみ場合の給与収入金額です。他の所得がある方はこの限りではありません。

(4) 子育て世帯等に対する住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の拡充の延長

令和7年度から適用された税制改正において、子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

次のいずれかの条件に該当した場合に適用できます。

- ・夫婦のいずれかが40歳未満の世帯
- ・年齢が19歳未満の扶養親族を有する世帯

住宅ローン控除の借入限度額		
住宅の区分	改正前	改正後
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

※上記以外の世帯は改正前の金額となります。

また、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和7年12月31日（改正前：令和6年12月31日）に延長されます。

問い合わせ先	酒田市役所総務部税務課市民税係	TEL 0234-26-5712・5713・5714
--------	-----------------	----------------------------